

「スポーツクラブ21よかわ」規約（関係分抜粋）

（目的）

第2条 本クラブは、会員が日常生活の中で自発的にスポーツを楽しみ、各自の健康・体力を保持増進するとともに、相互の親睦を図り、地域社会の連帯と明るく豊かな生活の実現に資することを目的とする。また、クラブの全活動を通じて子どもたちにルールを守ることの大切さや社会のルールやマナーを体得させることとする。

（事業）

第3条 本クラブは、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。一年度における活動の期間を4月から翌年の3月までとする。

- (1) 年間計画に基づく定期的スポーツ活動やスポーツ行事の実施
- (2) 他の機関・団体などが開催する大会等への参加
- (3) 会員相互の親睦を図るための交流行事の開催
- (4) 会員の健康・体力の増進をめざす健康相談・体力テスト等の行事の開催
- (5) 地域住民のスポーツ活動や地域づくりに資するボランティア活動の実施
- (6) その他、本会の目的達成のために必要な事業の実施

（会員）

第4条 本クラブの会員は原則として、三木市立吉川小学校区に居住するものとする。

ただし、役員会で承認された者は、この限りでない。

- 2 会員の種類は、ファミリー会員（同居する家族単位）、個人会員とする。
- 3 中学生以下が本クラブに入会する場合は、保護者の承諾が必要とする。

（会費）

第5条 会員は、以下の会員区分ごとに年会費（期間：4月から3月）を、入会するときに納入するものとする。

会員区分	年会費
ファミリー会員	1,000円
個人会員	500円

- 2 一旦、納入された会費は、理由の如何を問わず返還しない。

（活動に参加する際の注意点）

第16条 会員は、クラブの活動に際し、本クラブの役員及び施設管理者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。

- 2 小・中学生の活動は、保護者が承認したうえで活動に参加できるものとし、活動時間は原則、午後9時を超えない。午後5時以降における小・中学生の活動については、保護者が必ず送迎を行うものとする。
- 3 「スポーツ安全保険」または、これに相当する損害保険等に加入しなければ、活動に参加できない。

（事故等発生時の責任）

第17条 前条に違反して傷害等の事故が起こったとしても、本クラブ等に対し損害賠償等を請求できないものとする。

（傷害保険）

第18条 本クラブは、活動中に発生した傷害については、参加者が加入する「スポーツ安全保険」の損害対象範囲内でのみ対応するものとする。ただし、別の損害保険に加入している場合は、加入者自身が個別に保険補償契約に基づく請求行為を行うこととする。